

移動交番だより

令和5年12月号

流山警察署

☎04-7159-0110

冬の交通安全運動が始まります!

期間 ≫ 12月10日(日) から12月19日(火)

飲酒運転は、悪質・危険な犯罪です。年末は、お酒を飲む機会が増えますので、今一度、飲酒運転の危険性を再認識して、家庭・職場・地域から飲酒運転を根絶しましょう。

運動重点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 夕暮れ時と夜間の事故防止と安全運転意識の向上
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

スローガン ≫ 飲酒運転は 絶対しない させない 許さない

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは...



平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

移動交番開設予定(12月)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 A①	5 B④	6 B⑨	7 A②	8	9
10	11 A①	12 A⑥ B④	13 A⑧	14 B⑦	15	16
17	18	19 A③ B⑩	20 B⑨	21 A② B⑥	22	23
24	25 A⑧	26 A③ B⑤	27	28	29	30
31						

A:10時～ B:14時～

- ① 森の倶楽部
- ② イトーヨーカドー流山店
- ③ 江戸川台東自治会館
- ④ キッコーマンアリーナ
- ⑤ 森の図書館
- ⑥ 向小金福祉会館
- ⑦ 初石公民館
- ⑧ 生涯学習センター
- ⑨ ヤオコー南流山店
- ⑩ おおたかの森センター